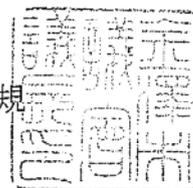


各市会議長
各市議会議長
各区議会議長 様

全国伝統工芸品振興市議会協議会（仮称）

設立発起人

代表 金沢市議会議長 黒沢和規



全国伝統工芸品振興市議会協議会（仮称）の設立について（御案内）

梅雨の候、貴職におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

このたび、全国の市議会相互の緊密な連携と協力のもと、伝統工芸品の需要の喚起と販路の拡大に寄与するための諸活動を行うことを目的に、別紙設立趣意書のとおり、全国伝統工芸品振興市議会協議会（仮称）を設立したいと考えております。つきましては、本協議会の目的を最大限に達成するためには、貴職の深い御理解と御賛同のもと、各市区議会が御参加いただきますことが何よりもまず不可欠なことであり、貴職にはかかる趣旨を十分に御賢察賜り、貴議会の御加盟方につき、特段の御高配と御協力を賜りたく、ここにお願い申し上げます。

なお、規約や会費等も定まっていないところではありますが、現段階において御加入の意思を確認させていただきたく、恐れ入りますが、7月31日（火）までにFAXにて、別紙意向確認書を御回報いただけましたら幸いです。

（担当）

金沢市議会事務局議事調査課

富川、前田

TEL 076-220-2392、FAX 076-260-7190

e-mail tomikawa@city.kanazawa.lg.jp



全国伝統工芸品振興市議会（仮称）

意向確認書

金沢市議会事務局 御中

品川区議会

(TEL:03-5742-6808)

(担当者：)

- 加入を考える
- (加入を検討しているが、) 現段階では未定
- 加入を考えない

* 締切：7月31日（火）まで

(意見)

いつもお世話になっております。

本区には、品川区伝統工芸保存会があり、伝統工芸の保存や販路拡大等に取り組んでいるところであります。協議会設立の趣意につきましても、その必要性は認識しています。

しかしながら、現在、規約や会費等も定まっていないとのことでありますので、現段階では未定と回答させていただき、引き続き加入の有無について検討していきたいと考えております。

(留意事項)

- ・加入しない場合もご報告ください。
- ・規約や会費等は未定です。

全国伝統工芸品振興市議会協議会（仮称）

設 立 趣 意 書

我が国には、各地域の歴史と風土に生まれ、住民の生活に根差し受け継がれてきた多くの伝統工芸品が存在している。しかしながら、高度経済成長を経て生活様式が変化し、安価な工業製品がふえたことなどに端を発し、伝統工芸品の需要は大きく減少してきている。この結果、全国の伝統的工芸品の生産額は、平成2年度には5,000億円を超えていたが、平成27年度には1,000億円強となり、約80%も減少したところである。

このことは、伝統工芸品のづくり手の減少や後継者の育成を阻むことになっており、加えて伝統工芸品を製作するための道具と原材料の入手が極めて困難になってきている。これまでも国や地方公共団体、各関係団体により、様々な施策が行われてきているものの、解決への糸口を見出しにくい状況にある。このままでは、多くのづくり手が高齢化してきている中、地域のアイデンティティーの一つである伝統工芸品の消滅が危惧されるところである。

その一方、量から質へ、物の豊かさから心の豊かさへといった意識の変化を初め、「モノ」消費から「コト」消費への変化や、伝統工芸品産業を産業観光化する取り組みが行われるなど、伝統工芸品を新たな視点から見直す動きも見られる。加えて各伝統工芸品産業を担う事業者においても伝統の技を継承しつつ、新たな価値付けや新分野への展開を図る取り組みがなされ、一部の産地には明るい兆しも見られる。

これらを踏まえ、伝統工芸品産地を有する市区議会を初め、関係する全ての全国の市議会が相互の緊密な連携と協力のもと、伝統工芸品を次世代へ継承発展させ、もって伝統工芸品の需要の喚起と販路の拡大に寄与するための諸活動を行うことを目的として、ここに、「全国伝統工芸品振興市議会協議会（仮称）」を設立する。

全国伝統工芸品振興市議会協議会（仮称）規約（案）

（名称）

第1条 この会は、全国伝統工芸品振興市議会協議会（仮称）（以下「本協議会」という。）という。

（目的）

第2条 本協議会は、全国の市議会相互の緊密な連携と協力のもと、伝統工芸品の需要の喚起と販路の拡大に寄与するための諸活動を行うことを目的とする。

（組織）

第3条 本協議会は、前条の目的に賛同する全国の市（特別区を含む。以下同じ。）の市議会議長（特別区議会の議長を含む）をもって組織する。

（事業）

第4条 本協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）伝統工芸品の需要の喚起と販路の拡大に関する調査研究
- （2）前号の実現を図るための必要な活動
- （3）その他必要な事項

（事務局）

第5条 本協議会の事務局は、会長所在の市の議会事務局内に置く。

（役員）

第6条 本協議会に次の役員を置く。

会長 1名
副会長 若干名
理事 若干名
監事 2名

- 2 役員は総会において選任する。
- 3 役員を選任基準は別に定める。
- 4 役員任期は、総会において選任されたときから1年後の総会において後任者が選任されたときまでとする。
- 5 役員任期中にそれぞれの役員が議長の職を離れたときは、その後任の議長が残任期間その職にあたるものとする。

（役員職務）

第7条 会長は、この会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、これを代理する。
- 3 理事は、施策及び運営に関する職務を掌理する。
- 4 監事は、会計を監査する。

（総会）

第8条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

- 2 緊急その他やむを得ない事由により総会を開催することができないときは、理事会をもって総会に代えることができる。

(総会の権限)

第9条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 重要な施策及び運営に関する事項
- (2) 本協議会より関係機関等に提出する意見または要望
- (3) 予算及び決算の認定
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(総会の定足数、議長及び議決方法等)

第10条 総会は、会員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長があたる。
- 3 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事で組織し、次に掲げる事項を掌理する。

- (1) 施策及び運営に関する事項
- (2) 意見または要望に関する事項
- (3) 決算に関する事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(理事会の招集、定足数、議長及び議決方法等)

第12条 理事会は、会長が必要があると認めたときに招集する。

- 2 理事会は、役員半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長があたる。
- 4 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 理事会の決議事項について書面により会員の過半数の同意があったときは、当該決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(経費)

第13条 この会の経費は、各市の負担金、その他の収入をもって充てる。

- 2 各市の負担金の額は、毎年度予算で定める。

(会計年度)

第14条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

平成30年度 常任委員会の行政視察日程について

資料No.5

委員会名	日程	視察地	主な調査項目	委員数
総務	9月3日 ～ 9月5日	浜松市	・政令指定都市の大規模「総合窓口」について	8
		京都市	・ネーミングライツを活用した公民連携について（ロームシアター京都視察）	
		大阪市	・大阪市ICT戦略について ～大阪市ICTの徹底活用事業	
		広島県	・働き方改革について	
区民	9月4日 ～ 9月6日	八戸市	・八戸ポータルミュージアム「はっち」について	7
		函館市	・函館市地域交流まちづくりセンターについて	
		札幌市	・インバウンドプロモーションについて～外国人誘客事業	
厚生	9月4日 ～ 9月6日	富山市	・共生社会の実現について	7
		上田市	・障害児者相談支援体制について	
		長野県	・健康づくり・がん対策について	
建設	9月4日 ～ 9月6日	神戸市	・震災経験の継承と減災への取り組みについて（人と防災未来センター視察）	7
		浜松市	・環境・エネルギー政策について	
		名古屋市	・堀川納屋橋界隈の水辺の利活用について	
文教	9月4日 ～ 9月6日	加東市	・教育者を養成する立場からみた心の健康教育について（兵庫教育大学視察）	8
		兵庫県	・人権教育、食育教育について	
		大阪市	・インクルーシブ教育について	
		鳥取県	・子育て王国鳥取県の子育て施策について	